

独立行政法人教職員支援機構の中期計画

文部科学大臣認可

平成28年3月31日

平成29年3月31日(変更)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 実施する研修の基本的な内容

機構は、中期目標に基づき、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図ることとし、以下の①～④の研修を実施する。

また、毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、人数等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

なお、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、主催する研修において、女性教職員の割合についての数値目標を設定し、女性教職員の研修への参加を促進する。

- ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする以下の研修（以下「学校経営研修」という。）。
 - ・教職員等中央研修（校長、副校長・教頭、中堅教員、事務職員）
- ② 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする以下の研修（以下「指導者養成研修」という。）。
 - ア 学校のマネジメントを推進する指導者養成研修
 - ・学校組織マネジメント指導者養成研修
 - ・カリキュラム・マネジメント指導者養成研修
 - イ 生徒指導及び教育相談に対応する指導者養成研修
 - ・生徒指導指導者養成研修
 - ・教育相談指導者養成研修
 - ・いじめの問題に関する指導者養成研修
 - ウ グローバル化に対応する指導者養成研修
 - ・外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修
 - ・小学校における外国語教育指導者養成研修
 - ・外国語指導助手研修

- ・ 英語教育海外派遣研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム
- エ 体力向上及び健康教育上の諸課題に対応する指導者養成研修
 - ・ 体力向上指導者養成研修
 - ・ 健康教育指導者養成研修
 - ・ 食育指導者養成研修
 - ・ 学校安全指導者養成研修
- オ 喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修
 - ・ 言語活動指導者養成研修
 - ・ 道徳教育指導者養成研修
 - ・ 学校教育の情報化指導者養成研修
 - ・ 人権教育指導者養成研修
 - ・ キャリア教育指導者養成研修
 - ・ 幼児教育指導者養成研修

- ③ 地方公共団体において受講者の量的確保や質の維持向上が困難なものについて、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する以下の研修（以下「委託研修」という。）。
- ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
 - ・ 産業教育実習助手研修
 - ・ 産業・理科教育教員派遣研修
- ④ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じ、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する研修。

（２）研修の目標とする成果の指標

研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

- ① 研修は、演習・協議を中心とし、最適な人数による班構成（ユニット）を基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、９０％以上となるようにする。ユニット数については、年度計画において定め、標準定員に対する参加率が９０％を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、９５％以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、８０％以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。プラスの評価とした受講者の割合が９５％を下回ったり、最高評価とした受講者の割合が８０％を下回ったりした場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、１年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施

し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。プラスの評価とした受講者の割合が85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、（1）①の研修については85%以上から、（1）②の研修については60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（また書き以降の部分については、平成29年4月から実施）

（3）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、年度計画において、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究などの適切な方法を定め、それにより一層の研修内容の高度化を図る。

また、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。演習や協議の実施にあたっては、すべての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、20人程度で構成されるユニットを基本に行う。

（4）研修の廃止、縮減、内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因等について不断に検証し、必要な場合には、以下の基準により、廃止・隔年実施、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

① 学校経営研修及び指導者養成研修の廃止等の基準

研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等において、「センターでの研修成果を効果的に活用できている」割合が50%を下回った場合には、当該研修の廃止を含め、見直し等の措置を講ずる。また、都道府県ごとの受講者数に著しい差のある研修については、その要因等を分析し、規模、方法の適正化を図るなど、所要の措置を講じる。

② 委託研修の廃止等の基準

ア 「産業・情報技術等指導者養成研修」の各研修コースの廃止等の基準

1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施又は統合する。

ただし、「水産」、「看護」及び「福祉」の各分野の研修については、各都道府県における学科の設置数が他の分野に比べ少ない状況にあることから、以下のとおりとする。

「水産」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、11未満の場合は隔年実施又は統合する。

「看護」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が8未満の場合は廃止、12

未満の場合は隔年実施又は統合する。

「福祉」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、10未満の場合は隔年実施又は統合する。

- 2) 単年度での受講実績による廃止
受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。
- イ 「産業教育実習助手研修」の各研修の廃止等の基準
 - 1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等
2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施する。
 - 2) 単年度での受講実績による廃止
受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。
- ウ 「産業・理科教育教員派遣研修」の廃止の基準
 - 1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止
2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止する。
 - 2) 単年度での受講実績による廃止
受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言(平成29年4月から実施)

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学大臣が定める指標の策定に関する指針を参酌し、指標を策定するが、機構は、任命権者の指標の策定に資するよう、平成29年度に専用の相談窓口を設け、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言を行うとともに、全国の指標の先進事例を提供するデータベースを平成30年度以降に作成・運用する。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

① 教員等への指導、助言

ア オンラインによる研修機会の提供

中期目標期間に、機構が実施する研修内容に係る教材をインターネットにより提供し、教員等の自主的な研修を促す環境作りに寄与する。

イ 情報交換機会の提供

教員等が、学校運営や指導方法等に関する情報交換を行う機会を、インターネット上に提供する。

ウ 教員等の資質向上に資する情報の提供

教員等の資質向上等に関する情報を、インターネットにより提供する。

② 教育委員会等への指導、助言

ア 教育委員会と大学等との連携促進

毎年度、教育委員会と大学等が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供するほか、大学と教育委員会が研究協議等の意見交換を行う場を提供するなど、機構、教育委員会、大学等の相互の連携を深め、教員研修の工夫改善に寄与する。

イ 研修講師や研修手法の提供

毎年度、機構が行う研修の講師情報のオンラインによる提供、教育委員会等が行う研修への機構職員の講師派遣等により、研修手法等の普及に資する。

ウ 研修情報の収集・提供

毎年度、教育委員会等が実施している研修等の情報を取りまとめ、オンラインによる提供等により、教員研修の更なる充実を支援する。

エ 研修施設・設備の提供

毎年度、利用要望に応じて研修施設・設備の提供を行うことにより、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進する。

③ 教員等の資質向上のための援助

ア 教育長・教育行政担当者を対象とした会議の開催

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（以下、「平成 25 年閣議決定」という。）で示された「センター業務の更なる効率化、機能強化、教育委員会や大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大」を踏まえ、教育長や教育行政担当者を対象とする会議を開催し、教育長等の研修機会の充実に寄与する。

イ 研修企画・立案担当者を対象とした会議の開催

教育委員会の教育機構等の研修担当主事等を対象とする会議を開催し、研修企画・立案能力の向上に寄与する。

ウ アクティブ・ラーニングに関する研修プログラムモデルの構築及び会議の開催

アクティブ・ラーニングに係る指導方法等を充実させるため、研究協議等を行う会議を開催するほか、平成 29 年度までに研修プログラムモデルを構築する。当該プログラムモデルについて、教育委員会等への周知を図り、各教育委員会主催の研修への反映を促すほか、機構実施の研修にアクティブ・ラーニングに係る指導方法等に関する講義・演習等を導入し、平成 32 年度から本格実施見込みの新学習指導要領の円滑な実施に寄与する。

(2) 教職大学院等との連携

教職大学院などの大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実するとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援するため、以下の事業を行う。

① 教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院やその院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。そのため、教職大学院等との連携協力を拡大・充実し、中期目標期間に、全国の半数以上の教職大学院と連携協力協定を締結することにより、教員養成・研修の高度化に寄与する。

② 教職大学院の教員等に対する支援

毎年度、教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教

育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③ 教職大学院等と教育委員会との連携促進

毎年度、教職大学院等と教育委員会が連携して行う研修のプログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供することにより、教員研修の一層の高度化に資する。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（平成29年4月から実施）

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行う。

教員の大量退職や大量採用、学び続ける教員の育成、新しい学習指導要領への対応などの学校を取り巻く環境変化を踏まえ、教員採用試験の共同実施や学校経営におけるタイムマネジメントに関する調査研究などを中期目標期間中に4件程度実施する。調査研究の実施に当たっては、機構が主体となり、大学や教育委員会、都道府県・指定都市・中核市等の教員センター、民間教育事業者等と連携する。

調査研究の成果については、機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映させるとともに、調査研究の成果を普及するため、教職員の資質向上に関する資料や調査結果等に関するデータベースを平成30年度以降に作成し、教育委員会、大学等はもとより広く一般にも公開するとともに、全国的な会議での発表や教育雑誌への投稿等を行う。

5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務（平成30年4月から実施）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定について、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（平成30年4月から実施）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）を踏まえ、文部科学省及び大学と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成及び試験実施に関する事務を確実に行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、平成25年閣議決定を踏まえ、既存事業の見直し、調達等の合理化を進め、効率化を図る。このため、一般管理費については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費（新規に追加される業務による支出増を除く。）についても毎事業年度において、対前年度比1%以上の効率化を図る。ただし、新規追加した業務の予算については、別途、1%以上の効率化を図ることとする。

なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見

直しを行い、経費の節減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、より一層の適正化を図ることとし、その具体的な目標を年度計画で定める。

2. 間接業務等の共同実施

平成 25 年閣議決定を踏まえ、機構は、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同して、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を実施する。中期目標期間中に 15 業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。

3. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。

また、固定経費の削減、財務内容等の透明性の確保に努めるとともに、研修・宿泊施設については、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。また、定期的に近隣施設の料金を検証しつつ、貸付料金の設定を行い自己収入の拡充を図る。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙 1 のとおり。

2. 収支計画

別紙 2 のとおり。

3. 資金計画

別紙 3 のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 4 億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

Ⅴ 不要財産の処分計画

なし。

VI 重要な財産の処分等に関する計画

なし。

VII 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設・設備に関する計画

別紙4のとおり。

- (1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。
また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の立場から、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備等の整備を行う。
- (3) 機構の保有する研修施設について、その有効利用の促進のため、平成28年度からホームページを通じて貸出可能施設及び日時を随時提示することにより、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進するとともに、貸出対象の民間団体等への拡大、貸出可能時間の延長を行い、施設の有効利用に供する。また、保有の必要性について不断の見直しを行う。
運動施設について、受講者、職員の健康維持、福利厚生に供すること及び地域のスポーツ施設又は防災拠点等として有効活用するため、近隣の市町村等への周知を行うとともに、ホームページ等を通じて貸出可能日時等の提示に積極的に取り組み、施設の有効利用を図る。
中期計画期間中の各年度の研修施設の稼働率を90%以上に、宿泊施設の稼働率を60%以上にそれぞれ維持する。運動施設については中期目標期間中に、稼働率50%以上を目指す。(運動施設の稼働率については、平成29年4月から実施)
- (4) 研修・宿泊施設の維持・管理について、「公共サービス改革基本方針」(平成27年7月10日閣議決定)に基づき、平成29年度から、官民競争入札による落札業者に委託して実施する。

2. 人事に関する計画

手当を含む役職員給与については、平成25年閣議決定を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結果や取組状況を公表する。

また、教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、職員の専門性を高めることを目的として、各職員の担当業務、経験及び専門性等を考慮し、それに見合う所内及び所外の研修会への参加機会を拡充するとともに、職員の計画的な採用及び育成、教育委員会等との人事交流、適正な人事配置を行う。

3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用に努めるとともに、内部統制の充実・強化のための仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果に基づき、当該仕組みの不断の見直しを行う。また、内部統制に係る職員研修を定期的実施し、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営についても、内部統制の仕組みのもと、内部監査等によるモニタリング・検証を実施し、その適正に資するとともに、定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。自己評価の際には、教育関係者、学識経験者、企業関係者など外部人材の活用を図る。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設の維持管理・運營業務等を効率的に実施する観点から、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を考慮し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人教職員支援機構法に定める業務の財源に充てる。

中期計画予算
平成28年度～平成32年度中期計画予算

(単位：百万円)

区別	事業費				法人共通	合計
	研修事業	指導、 助言及び 援助等	調査研究	免許法 関連事務		
収入						
運営費交付金	873	2,887	421	365	1,839	6,385
施設整備費補助金	530	0	0	—	0	530
自己収入	751	0	0	—	0	751
計	2,154	2,887	421	365	1,839	7,666
支出						
一般管理費	0	0	0	—	919	919
業務経費	1,224	2,182	299	333	0	4,038
人件費	390	696	122	32	901	2,140
特殊要因等経費	10	9	0	—	19	38
施設整備費	530	0	0	—	0	530
計	2,154	2,887	421	365	1,839	7,666

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) + L(y) + F(y) + \pi(y) - C(y)$$

B(y)：当該事業年度における運営費交付金

○一般管理費

$$I(y) = I(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

I(y)：当該事業年度における一般管理費

I(y-1)：直前の事業年度におけるI(y)

δ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α ：一般管理費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○業務経費

$$(y) = L(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数}) \times \beta (\text{係数})$$

$L(y)$: 当該事業年度における業務経費

$L(y-1)$: 直前の事業年度における $L(y)$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 業務経費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費

$$F(y) = F(y-1) \times \varepsilon (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$F(y)$: 当該事業年度における人件費

$F(y-1)$: 直前の事業年度における $F(y)$

ε : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○特殊要因等経費 $\pi(y)$

各事業年度に想定される退職手当及び事故発生等不測の事由により時限的に発生する経費であって、各事業年度の予算編成過程において、具体的に決定。

○自己収入

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$

η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響額を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

・ 運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算

一般管理費効率化係数	α	$\Delta 3\%$	(0.970)
業務経費効率化係数	β	$\Delta 1\%$	(0.990)
人件費効率化係数	θ	$\pm 0\%$	(1.000)
人件費調整係数	ε	$\pm 0\%$	(1.000)

消費者物価指数	δ	$\pm 0\%$	(1.000)
業務政策係数	γ	$\pm 0\%$	(1.000)
収入調整係数	η	$\pm 0\%$	(1.000)
自己収入政策係数	ξ	+1%	(1.010)

- ・特殊要因等経費については、平成30年度及び平成31年度分の退職手当の予定額を計上している。
- ・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定されている施設・整備計画に基づく改修工事についての試算である。

収 支 計 画
平成28年度～平成32年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	事業費				法人共通	合計
	研修事業	指導、 助言及び 援助等	調査研究	免許法 関連事務		
費用の部	1,781	2,887	421	365	1,903	7,357
一般管理費	0	0	0	0	983	983
業務経費	1,381	2,182	299	333	0	4,195
人件費	390	696	122	32	901	2,140
特殊要因等経費	10	9	0	—	19	38
収益の部	1,781	2,887	421	365	1,903	7,357
運営費交付金収益	873	2,887	421	365	1,839	6,385
自己収入	751	0	0	—	0	751
資産見返運営費 交付金戻入	157	0	0	—	64	221

資 金 計 画
平成28年度～平成32年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	事業費				法人共通	合計
	研修事業	指 導、 助言及び 援 助 等	調 査 研 究	免 許 法 関 連 事 務		
資金支出	2,154	2,887	421	365	1,839	7,666
業務活動による支出	1,624	2,887	421	365	1,839	7,136
投資活動による支出	530	0	0	—	0	530
資金収入	2,154	2,887	421	365	1,839	7,666
業務活動による収入	1,624	2,887	421	365	1,839	7,136
運営費交付金による収入	873	2,887	421	365	1,839	6,385
自己収入	751	0	0	—	0	751
投資活動による収入	530	0	—	—	0	530
施設整備費補助金による収入	530	—	—	—	0	530

施設・設備に関する計画
平成28年度～平成32年度

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
第2 宿泊棟他改修工事	106	施設整備費補助金
講堂棟他改修工事	106	施設整備費補助金
図書館特別研修棟他改修工事	106	施設整備費補助金
食堂棟改修工事	106	施設整備費補助金
管理棟・講師宿泊棟他改修工事	106	施設整備費補助金

【注記】

なお、上記のほか、施設・設備の老朽化度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。